

離婚給付契約の例

夫(甲)・妻(乙)は、離婚することに合意し、甲が協議離婚の届出を提出することとし、かつ、子の監護・養育費用(財産分与、慰謝料)の支払その他に関し、次のとおり契約した。

(監護・養育)

長男(丙)・長女(丁)の親権者を乙と定め、乙が丙・丁を引き取り、監護・養育する。

(養育費用)

- 1 甲は、乙に対し、丙・丁の監護・養育費用として、平成〇年〇月から丙・丁が各々20歳に達する日の属する月まで、毎月〇日(その日が銀行の休業日のときは、直後の営業日)限り、丙・丁について各々月額金〇万円ずつを乙の指定する銀行の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 丙が20歳に達した時点において、大学(四年制大学のほか、短期大学、専門学校を含む。)に進学しているときは、大学を卒業(退学を含む。)する月まで、前項と同額の養育費を同様の方法で支払う。ただし、丙が22歳に達して最初に到来する3月までを限度とする。

(事情変更)

甲・乙は、将来、物価の変動その他の事情変更があった場合、養育費の増減について、誠実に協議する。

(特別事情)

甲・乙は、丙・丁の進学、病気等により多額の費用を必要とするとき、その負担について、別途協議する。

(面接交渉)

乙は、甲が丙・丁と面接することを認める。丙・丁に対する面接交渉は、その面接の回数を月〇回程度とし、面接の日時、場所、方法について、丙・丁の情緒安定に十分配慮しながら、甲乙が誠実に協議して決める。

(慰謝料)

- 1 甲は、乙に対し、慰謝料として、金〇万円の支払義務があることを認め、これを平成〇年〇月から平成〇年〇月まで計〇回に分割して、月額金〇万円を、毎月末日(その日が銀行の休業日のときは、直後の営業日)限り、乙の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
- 2 甲は、次の事由が生じたときは、乙からの通知催告を受けることなく、当然期限の利益を失い、第1項の金〇万円から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
 - (1) 甲が分割金の支払を〇回以上怠り、その額が〇万円に達したとき。
 - (2) 他の債務により、強制執行(仮差押えを含む。)を受けたとき。
 - (3) 他の債務により、競売開始、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 振出し、裏書、保証した手形、小切手が不渡りとなったとき。

(5) 国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき。

- 3 甲は、乙に対し、期限後又は期限の利益を失ったときは、当該期限の翌日又は期限の利益を失った日の翌日から、分割金又は第1項の元本金〇万円から既払分を控除した残額に対し、完済に至るまで年〇%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(財産分与)

甲は、乙に対し、財産分与として、下記不動産を譲渡することとし、平成〇年〇月末日までに、甲の持分について乙への所有権移転登記手続をする。本件不動産に課せられる固定資産税等の公租公課は、所有権移転登記のされる日までは甲の負担とし、本件不動産の所有権移転登記費用は甲乙の折半とする。不動産の表示(省略)

(住所変更)

甲は、住所・勤務先を変更したとき、速やかに乙に通知する。乙は、住所・金融機関の預金口座を変更したとき、速やかに甲に通知する。

(清算条項)

甲・乙は、本件離婚に関し、以上をもって全て解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目如何にかかわらず互いに何らの請求をしない。また、甲・乙は、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(強制執行)

甲は、金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する。

以上